

国民健康保険税の賦課限度額の見直しと低所得者に係る保険税軽減の拡充が図られます

地方税法等の改正に伴い、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保および低所得者層の保険税負担の適正化を図るため、基礎課税分（医療分）の限度額が引き上がるとともに、低所得者に対する保険税軽減措置が拡充されます。

1 賦課限度額の引き上げについて

	平成30年度 賦課限度額	令和元年度 賦課限度額
医療分	580,000 円	610,000 円
後期高齢支援分	190,000 円	190,000 円
介護納付金(※)	160,000 円	160,000 円
合計	930,000 円	960,000 円

※介護納付金については、40歳以上65歳未満の方のみ加算されます。

2 低所得者に対する保険税軽減措置の拡充について

世帯主と被保険者の前年所得の合計額が、一定額以下の世帯に対して均等割および平等割の税額の負担を軽減される対象が下記のとおり拡大されます。

	平成30年度まで	令和元年度から
7割軽減判定基準額	33万円以下	33万円以下
5割軽減判定基準額	33万円+27.5万円×(被保険者数)	33万円+28万円×(被保険者数)
2割軽減判定基準額	33万円+50万円×(被保険者数)	33万円+51万円×(被保険者数)

●お問合せ 国民健康保険課 保険税係 ☎893-4411 内線 237

後期高齢者医療保険料の均等割額が9割軽減(年額4,844円)の皆さまへ

※65歳以上の方で障がい認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している方も対象となります。

後期高齢者医療保険料の均等割額について、これまで9割軽減(年額 4,844 円)となっていた方は、今年度、軽減特例の見直しに伴い8割軽減(年額 9,688 円)に変わります。

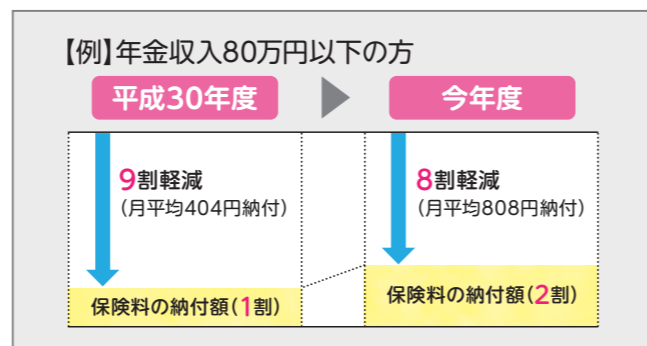
介護保険料については、今年度、所得の低い高齢者への保険料の負担軽減が拡充される予定です(※1)

所得の低い年金受給者の方へは、今年10月から年金生活者支援給付金(基準額月 5,000 円)の制度が始まります。(※2)

※1 介護保険料軽減は、課税者が同居している場合は対象外となります。

※2 老齢年金生活者支援給付金(補足的な給付を含む)の場合は、支給要件(65歳以上で老齢基礎年金を受給中、世帯全員の市町村民税が非課税、前年の年金収入額と所得額の合計が879,300円以下)を全て満たす必要があります。金額は保険料を納めた期間等により異なります。基本的に10、11月分を12月(年金支払日と同日)に振り込みます。

※3 後期高齢者医療保険料を年金から引き落としで納めている場合、引き落とし額への影響は10月からです。



<お問合せ先>

- 後期高齢者医療制度について
- 介護保険について
- 年金生活者支援給付金について

国民健康保険課 後期高齢者医療係 内線 146
 介護長寿課 保険料係 内線 189
 ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
 日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>



7月から国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付が始まります!

けんこうくん



あんしんちゃん

令和元年度の国民健康保険税の納付は、翌年2月までの8期払い、後期高齢者医療保険料の納付は3月までの9期払いです。保険税・保険料の納付につきましては、指定金融機関および全国のコンビニエンスストアで納めることができます。納期限までに納付しない場合、督促手数料および延滞金が加算されますので、早めに納付してください。国民健康保険税、後期高齢者医療保険料に関するご相談等につきましては、国民健康保険課までお気軽にお問い合わせください。

※令和元年度(平成30年中収入分)の申告はお済みでしょうか。申告がまだお済みでない世帯については、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減や、入院費・高額療養費の限度額算定などで不利益になる場合があります。

お支払いに困ったときは 早めのご相談を!

病気や失業などの事情により納期限までに国民健康保険税を納付できない場合は納税相談を承りますので、窓口までご来所ください。

- ① 病気・ケガ等により生活に重大な影響を及ぼしたとき
- ② 失業等により生活が困難になったとき
- ③ 事業の休止、廃止、または著しい損失を受けたとき
- ④ 災害(火災・風水害)または盗難にあったとき

●お問合せ 国民健康保険課 ☎893-4411
 保険税係 内線 141 ~ 145
 後期高齢者医療係 内線 146・152

安心便利な口座振替を!!

口座振替にすると、指定された口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れの心配がなくなり、納期のたびに金融機関などに行く手間も省け大変便利です。また、口座振替を登録すると、翌年度以降も自動的に継続されますので、安心・便利な口座振替をお勧めいたします。

お手続き方法

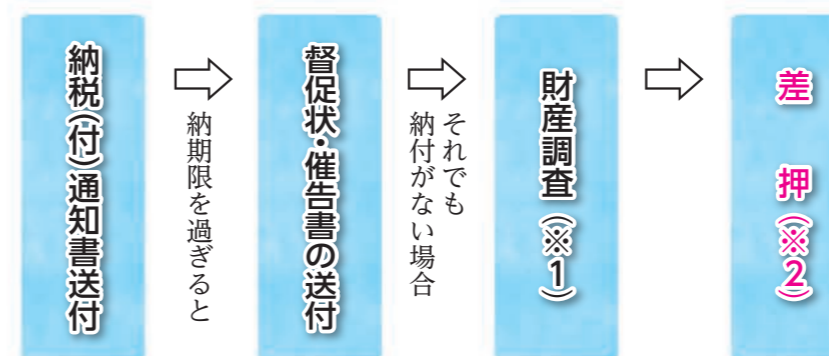
納税(付)通知書・保険証・預金通帳・通帳の届け出印を持って、金融機関または国民健康保険課窓口にてお申込みください。
 ※お申込みから振替開始まで約1か月かかります。

令和元年度 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料納期カレンダー

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国民健康保険税	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
後期高齢者医療保険料	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
納期限口座振替日	7/31 (水)	9/2 (月)	9/30 (月)	10/31 (木)	12/2 (月)	*	1/31 (金)	3/2 (月)	3/31 (火)

※12月の納期は27日(金)です。また、口座振替日は25日(水)になります。

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を滞納すると...



納期限までに納付がない場合、左図の流れで滞納整理を行う場合があります。

- ※1 預貯金調査や、勤務先への給与照会など様々な財産調査を行います。
- ※2 預貯金や給与のほか、不動産や自動車等動産の差押を行います。